

<p>K1-067 □□□</p>	<p>【米国／クレーム表現】</p> <p>米国特許制度において、クレームの記述中に「(①)」という表現が使われている場合、そのクレームはミーンズプラスファンクションクレームであるという推定が働く。また、クレームの記述中に「(②)」という表現が使われている場合、そのクレームはミーンズプラスファンクションクレームまたはステッププラスファンクションクレームであるという推定が働く。「(③)」という表現の場合には、ステッププラスファンクションクレームであるという推定が働かない。</p>	<p>①means for ~ing ②step for ~ing ③step of ~ing</p> <p>* 第6回試験の間22では、4つのクレーム例のうち、ミーンズプラスファンクションクレームであるとの推定が働く例(上記①が登場)が1つ、ステッププラスファンクションクレームであるとの推定が働く例(上記②が登場)が1つ、③が登場する例(ステッププラスファンクションクレームであるとの推定が働かない)が1つ、①～③のどれも登場しない例(ミーンズプラスファンクションクレーム、ステッププラスファンクションクレームのいずれであるとも推定が働かない)が1つであった。</p> <p>第6回(特許)問22に関連</p>
<p>K1-068 □□□</p>	<p>【米国／クレーム表現(オープン&クローズド)】</p> <p>MPEPによれば、「comprising」は「(①)」と解され、これを用いたクレームと呼ばれるのに対して、「consisting of」は「(②)」と解され、これを用いたクレームと呼ばれる。</p>	<p>①オープンエンド ②クローズド</p> <p>SAMPLE</p>
<p>K1-069 □□□</p>	<p>【米国／クレーム表現(オープン&クローズド)】</p> <p>①オープンエンドクレームとされる表現例を3つ挙げよ。 ②クローズドエンドクレームとされる表現例を1つ挙げよ。 ③どちらに解釈されるかは明細書等による表現例を2つ挙げよ。</p>	<p>①comprising(～を備える)、including(～を含む)、containing(～を含む) ②consisting of(～のみからなる) ③having(～を有する)、composing of(～からなる)</p> <p>* ③を使用するとクレーム解釈が分かれるリスクがある。 (MPEP2111.03)</p> <p>第7回(特許)問38に関連 第13回(特許)問31に関連 第16回(特許)問40に関連</p>
<p>K1-070 □□□</p>	<p>【米国／クレーム表現(構成要件・下位概念)】</p> <p>米国特許出願におけるクレームについて、①構成要件を加える(外的付加)の表現として使用される語句の代表例を1つ挙げよ。②上位概念を下位概念に限定する(内的付加)の表現として使用される語句の代表例を1つ挙げよ。</p>	<p>① further comprising ② wherein</p> <p>第13回(特許)問32に関連 第16回(特許)問41に関連</p>